

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：湖北地域消防組合 管理者
湖北地域消防本部 消防長

I. 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	121.9%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 「任期の定めのない常勤職員」の給料については、湖北地域消防組合の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	— %
課長相当職	— %
課長補佐相当職	— %
係長相当職	91.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	90.2%
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	78.4%
1～5年	100.2%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

湖北地域消防組合においては、性別による給料月額の違いはありませんが、以下の要因により男女間で給与の差異が生じています。

1. 勤続年数による影響

任期の定めのない常勤職員に占める女性職員の割合は約1.9%となっています。また任期の定めのない女性職員のうち約75%が勤続年数10年以下であり、比較的給与水準の低い勤続年数に女性が多く在籍していることから、男女の給与差異が生じる要因となっています。

2. 勤務形態による影響

任期の定めのない常勤職員以外では、再任用職員は男性3名のみで、会計年度任用職員は女性3名のみが在籍しています。勤務形態ごとに給与制度が異なることから、この職員構成の違いが男女の給与差異の要因となっています。

3. 各種手当の支給状況による影響

扶養手当及び住居手当については、いずれも受給者は男性のみ(受給者に占める男性の割合100%)となっています。このため、これらの諸手当の支給状況も男女の給与差異が生じる要因となっています。

II. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

III. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部長・次長相当職	0%
課長相当職	0%
課長補佐相当職	0%
係長相当職	1.7%

IV. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	0%

(2) 会計年度職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	—	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	—	0 %
2 週間以上 1 月以下	2 5 . 0 %	0 %	—	0 %
1 月超 3 月以下	2 5 . 0 %	0 %	—	0 %
3 月超 6 月以下	5 0 . 0 %	0 %	—	0 %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	—	0 %
9 月超 1 2 月以下	0 %	0 %	—	0 %
1 2 月超 2 4 月以下	0 %	0 %	—	0 %
2 4 月超	0 %	0 %	—	0 %

V. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
毎日勤務者	1 6 . 3 時間/月
交代勤務者	1 1 . 6 時間/月